

# 令和5年度さつま町社会福祉協議会事業計画

## I 基本方針

さつま町社会福祉協議会は、「一人ひとりが主役、共に支え合い、安心して暮らせるまちづくり」を基本理念として、「広げよう近助の輪、おこそう地域福祉の風」をスローガンに掲げ事業を推進します。

社会福祉協議会は、社会福祉法に「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として明確に位置づけられている団体であり、その責務を念頭に置き、地域に密着した地域福祉活動を推進します。

支援が必要な方々に対する総合的な相談・支援機能が発揮できるよう、地域包括支援センター事業、生活困窮者自立支援事業、権利擁護センター事業、福祉サービス利用支援事業、相談支援事業、資金貸付事業等を円滑に進め、支援体制の基盤強化に努めます。

生活困窮者自立支援事業では、生活困窮になられた方々に対しての相談並びに支援とくらし・しごとサポートセンターを幅広く広報し、自立相談支援事業、就労準備支援事業、一時生活支援事業、家計改善支援事業、子どもの学習・生活支援事業に取り組みます。

権利擁護事業では、「さつま町権利擁護センター」の広報啓発を中心に体制の充実強化を図り、法人後見事業にも取り組みます。

生活支援体制整備事業により、地域の生活支援体制づくりを進め、地区社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、社会福祉関係団体、福祉施設、行政等との連携を密にし、公私協働・住民参加による地域福祉の推進を図ります。

尚、令和6年4月から5ヶ年の第2期さつま町地域福祉活動計画を作成いたします。作成に当たっては、さつま町保健福祉課をはじめ関係機関と情報を共有しながら実施します。

さらに、町内の社会福祉法人が参加する「さつま町社会福祉法人連絡会」のレスキュー事業等により、地域の福祉課題や生活課題の解決に取り組み、支援を必要とする方々に、無料又は低額な料金での福祉サービスを提供するよう努めます。

## **II 基本目標**

- 1 法人運営の充実・強化
- 2 地域福祉活動の推進
- 3 高齢者福祉活動の推進
- 4 障がい者（児）福祉活動の推進
- 5 児童福祉・母子寡婦福祉活動の推進
- 6 ボランティア活動の推進
- 7 介護保険事業の推進
- 8 権利擁護事業の推進
- 9 一般乗用旅客自動車運送事業（福祉タクシー事業）の推進
- 10 地域包括支援センターの運営
- 11 生活困窮者自立支援事業の推進

## **III 事業実施計画**

### **1 法人運営の充実・強化**

地域から信頼される「わかりやすい社協」づくりのために、積極的な住民参加による協議や企画、情報公開等を進め、社会福祉協議会としての社会的責任・経営責任を果たせる管理運営体制を確立するとともに、会員の確保、財政基盤の確立に努めます。

#### （1）役員会等の開催

ア 理事会（年4回：6月（2回）、11月、3月）

イ 評議員会（年3回：6月、11月、3月）

#### （2）さつま町社会福祉法人連絡会の開催（年1回）

#### （3）広報活動の充実

ア 広報誌の発行（年4回：5月、8月、11月、2月）

イ 福祉関係資料の収集、提供、管理

ウ ホームページの有効活用

#### （4）役職員の研修会参加及び職員研修会の開催（6月）

## 1 心配ごと相談事業（町委託）

住民の身近にある相談機関として問題の早期発見、主体的な解決へとつなげていく動機づけ、情報提供、関係機関への適切な橋渡し、解決のための系統的・機能的な支援ネットワークづくりを図ります。

### （1）心配ごと相談所の運営

日 時 毎週木曜日（祝祭日、年末・年始を除く）

午前10時から正午

場 所 宮之城ひまわり館（相談室）

相談員 くらし・しごとサポートセンター相談支援員 等

### （2）相談員の研修と資質の向上

県社会福祉協議会主催の各種相談員研修会等への参加。

### （3）関係機関・団体等相談活動への参加、連携

## 2 無料法律相談の開催（年12回）

期 日			
1	令和5年4月20日（木）	7	令和5年10月19日（木）
2	令和5年5月18日（木）	8	令和5年11月16日（木）
3	令和5年6月15日（木）	9	令和5年12月21日（木）
4	令和5年7月20日（木）	10	令和6年 1月18日（木）
5	令和5年8月17日（木）	11	令和6年 2月15日（木）
6	令和5年9月21日（木）	12	令和6年 3月21日（木）

※相談員は鹿児島県弁護士会から派遣される弁護士。

※場所は、宮之城ひまわり館（相談室）。

※時間は、午後1時30分～4時30分。

※予約制で1回につき6名以内を受け付けます。

## 3 宮之城ひまわり館の管理運営（町指定管理）

町民の福祉の拠点であると同時に交流の場であることを広報し、利用促進を図ります。

## 4 老人福祉センター「いぬまき荘」の管理運営（町指定管理）

高齢者やふれあいきいきサロンの方々等に幅広く利用していたよう広報啓発に努め、園芸教室並びに健康教室を月1回、年間を通して開催します。

また、隣接する郷土文化保存伝習館及びふれあい広場の管理も行い、利用促進を図ります。

その他、高齢者クラブ連合会事務の一部委託を受け、高齢者クラブ活動への支援を行います。

## 2 地域福祉活動の推進

### 1 生活支援体制整備事業（町委託）

生活支援コーディネーターの配置や協議体を設置し、関係機関と連携を図りながら、下記に示す活動を通じ、地域資源の把握・活用、開発を行うことで生活支援・介護予防にかかるサービスの基盤整備を行います。

（1）地域資源の把握・開発（サービス・支援の創出、担い手の養成、元気高齢者等の活躍の場の確保、セミナー等の開催）

（2）ネットワークの構築（関係者、関係機関との情報共有・連携体制づくり）

（3）ニーズと取り組みのマッチング

### 2 地域見守りネットワーク支援事業（町委託）

地域で安心して暮らせる地域づくりのため、地域の見守り体制強化を図ります。また、在宅で生活される高齢者や障がい者等を地域住民の支え合い活動により地域全体で支える仕組みを構築します。

（1）見守りネットワークづくりの推進

「地域見守りシート」を用いて、公民会ごとに民生委員、地域支え合い推進員等で見守りの体制づくりを行います。地区社協への活動費の交付も行い、活動の支援を行います。

（2）支え合いマップづくりにより、地域での交流や助け合いの活動を視覚化し共有します。

### 3 東谷団地におけるライフサポートアドバイザー事業（見守り活動）の実施（町委託）

### 4 支え合いネットワーク互助事業の実施

①地域生活応援員の養成

②利用会員への周知とマッチング

### 5 生活福祉資金貸付事業（県社協委託）

低所得世帯、障害者（身体障害者、知的障害者、精神障害者）世帯、又は高齢者世帯（日常生活上、介護を要する65歳以上の高齢者）の属

する世帯)に対し、住宅の改修等の住宅資金や子どもの進学等に必要な修学資金等を貸付けるとともに、民生委員を通じ必要な援助指導を行うことによって、その世帯の経済的自立と生活意欲の助長促進等を図ります。

また、新型コロナウィルス感染症の影響で、緊急小口資金等の特例貸付を受けた方々への相談対応を充実させることを主な目的として「地域くらし・ささえあい事業(仮称)」を実施し、住民の生活の安定を図ります。

#### 6 法外援護資金貸付事業

低所得世帯に対し、資金の貸付によって、民生委員や自立相談支援機関の協力、支援のもと自立更生に資することを目的に実施します。

また、生活困窮者自立支援事業との連携にも努めます。

貸付限度額 原則 5 万円

償還期間 1 年以内(無利子)

#### 7 共同募金配分事業

さつま町共同募金委員会から助成を受け、90歳到達者記念品贈呈、無料法律相談、地区社会福祉協議会活動助成、地域支え合い活動支援、ベンチ設置、社会福祉大会、ボランティア協力校活動支援等の事業を行います。

また、歳末たすけあい事業も実施します。

### 3 高齢者福祉活動の推進

#### 1 高齢者ふれあい・いきいきサロン事業の推進(町委託)

地域でのお互いの見守りや生きがいづくりのために、高齢者の憩いの場としてのサロンが、なお一層充実されるよう、また、新規立ち上げの支援を行いながら、多世代とも交流を図れるよう支援していきます。サロン代表者連絡会を開催し、活動の支援・調整を行います。

(令和5年3月1日現在、67ヶ所で実施、5ヶ所が休止中)

#### 2 福祉給食サービス事業(町委託)

年中無休で昼夜の1日2食を配食し、高齢者等へ栄養バランスのとれた食の提供と、併せて安否確認を行います。

## **4 障がい者(児)福祉活動の推進**

### 1 相談支援事業

#### (1) 相談支援事業（町委託）

さつま町障害者相談支援センターに相談支援専門員を配置し、障がいのある方々が自立した日常生活または、社会生活を営むことができるよう相談・支援等を行います。

#### (2) 特定相談支援事業

さつま町障害者相談支援センターに、相談支援専門員3名を配置し、障がいのある方々が可能な限り居宅において、その有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう配慮し、本人・家族の選択により、心身状況、その置かれている環境等に応じ、適切な保健、医療、福祉、施設等多様なサービスの調整を行います。

また、事業の実施にあたっては、関係自治体、地域の保健・医療・福祉サービス等との綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努めます。

### 2 障害者訪問介護事業の経営

訪問介護員を配置し、障がいのある方々の心身の特性を踏まえて、その能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来るよう、入浴、排泄、食事、その他の生活全般にわたる介助を行います。

また、事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

### 3 障害者訪問入浴サービス事業（町委託）

障がいのある方々を対象に、移動入浴車を利用し、自宅にて入浴介助を行います。

### 4 移動支援事業（町委託）

屋外での移動が困難な障がい者等について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立した生活及び、社会参加を促すことを目的に行います。（年末年始を除く月曜日から金曜日）

## **5 児童福祉・母子寡婦福祉活動の推進**

### 1 母子寡婦福祉会への活動支援

### 2 さつま町法人連絡会における児童等へのレスキュー事業推進

## **6 ボランティア活動の推進**

### 1 ボランティア活動の推進（町補助）

ボランティア活動を推進するために、あらゆる機会を通じてボランティア活動に対する住民の関心を高め、住民のニーズを積極的に開拓するとともに、活動にあたって必要な援助を行うことで、いつでも、どこでも、誰でもボランティア活動に参加できる体制の整備とボランティアセンターの機能充実を図ります。

災害時におけるボランティア活動としては、鹿児島県等が主催する災害時対応訓練等への参加により、福祉救援ボランティア活動への認識を高め、災害時の対応に備えます。また、社協のボランティアセンターへの理解を深めると同時に社協事業の広報啓発のためにも、さつま町ボランティア連絡会と連携し事業を推進します。

#### （1）ボランティアセンター機能の充実

##### （2）ボランティアコーディネーター活動の充実

ボランティアコーディネーターを配置し、ボランティア活動等における相談に応じます。

##### （3）ボランティア個人・団体の育成・支援

個人ボランティア

団体ボランティア

##### （4）ボランティア連絡会の開催

年1回開催し、意見交換、交流並びに研修会を行い、活動の支援、調整を図ります。

##### （5）ボランティア協力校の指定・支援

町内全ての小、中、高等学校、保育園、認定こども園を指定します。

また、担当教諭並びに職員の方々に対する研修を実施することでボランティア教育の推進を図ります。

##### （6）ボランティア養成講座の開催

ボランティアに関する講話や研修を行い、同時に災害ボランティア関係の講座も組み入れ、ボランティアの育成を図ります。

##### （7）福祉ボランティア体験学習の開催

夏休み等を利用し、町内各施設の協力のもと、中・高校生等を対象とした福祉ボランティア体験学習を行います。

## **7 介護保険事業の推進**

### 1 訪問介護サービス事業の経営

訪問介護員を配置し、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来るよう、入浴、排泄、食事の介護、通院等乗降介助、その他の生活全般にわたる援助を行います。

事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

### 2 訪問入浴介護サービス事業の経営

要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来るよう、居宅における入浴（移動入浴車使用）の援助を行うことにより身体の清潔の保持、心身機能の維持等が図られるよう援助します。

事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

## **8 権利擁護事業の推進**

### 1 権利擁護センターの運営（町委託）

判断能力が十分でない高齢者や障がい者並びにその家族等に対して、成年後見制度をはじめとする制度等の紹介や利用の支援、意思決定支援などの業務を行い、福祉サービス利用支援事業と連携を保ちながら権利擁護の推進を図ります。さつま町をはじめ関係機関と連携し制度の理解を深めるために広報啓発を充実させ、相談支援体制を整えます。

また、意志決定を支援する体制づくりににも取り組みます。

### 2 福祉サービス利用支援事業（県社協委託）

高齢者や障がい者等で判断能力に不安があるために、日常生活を営むうえで不安を抱えておられる方々を対象に、福祉サービス利用の手続き、各種料金の支払い等の金銭管理、重要な書類の保管等のサービスを行い、住み慣れた地域で安心した生活を継続していくよう支援します。

また、基幹的社會福祉協議会として、県社會福祉協議会から業務を委託されており、事業の透明性の確保となお一層の充実を図ります。

### 3 法人後見事業

社会福祉法人さつま町社会福祉協議会が法人として後見人となり、判断能力が不十分な方の身上保護・財産管理を行います。

## 9 一般乗用旅客自動車運送事業(福祉タクシー事業)の推進

介護保険事業との連携を深め、利用される方々に満足のいくサービスが提供できるよう努めます。主に在宅の高齢者や障がいのある方々等をサービス提供機関や医療機関等へ送迎を行うことにより、これらの対象者の自立支援と生活の質の向上を図ります。

- (1) 広報活動の実施
- (2) 安全・安心な事業の実施
- (3) 訪問介護事業所を始め、医療、保健、福祉関係機関との連携

## 10 地域包括支援センターの運営(町委託)

- (1) 地域包括ケアシステムの構築
- (2) 介護予防ケアマネジメント事業
- (3) 総合相談事業
- (4) 権利擁護事業
- (5) 高齢者虐待への対応
- (6) 消費者被害の防止
- (7) 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業
- (8) 認知症施策総合推進事業
- (9) 認知症初期集中支援推進事業
- (10) 介護事業者、医療機関、民生委員、ボランティア等の関係者とのネットワーク構築
- (11) さつま町との連携
- (12) 公正・中立性の確保
- (13) その他

## 11 生活困窮者自立支援事業の推進(県委託)

生活困窮者の課題は多様で複合的であるため、制度の狭間に陥らないよう、幅広く受けとめ、就労の課題、心身の不調、家計の問題、家族の問題等多様な問題に対して、地域の関係機関・関係者と連携しな

がら支援します。また、子どもの学習支援も実施します。

また、町民の皆様へ「さつまくらし・しごとサポートセンター」という名称で広報に努め、鹿児島県並びに北薩地域振興局、さつま町、さつま町教育委員会、地域包括支援センター、ハローワーク、さつま町社会福祉法人連絡会等との連携を深め、支援調整会議も開催します。

- (1) 自立相談支援事業
- (2) 就労準備支援事業
- (3) 一時生活支援事業
- (4) 家計改善支援事業
- (5) 子どもの学習・生活支援事業

## 12 その他

### (1) 無料職業紹介所の運営

さつま町内の社会資源（求人）の開拓を推進するとともに、さつまくらし・しごとサポートセンターと連携を図り、対象者（求職者）への支援を実施します。

### (2) 地区社会福祉協議会活動の支援

20地区の地区社協との連携を図り、活動費の交付を行うことで、地区社協活動を支援します。

### (3) 自治会、民児協、福祉関係団体等との連携強化

### (4) 地域福祉団体の育成・支援

### (5) 共同募金委員会事業の推進

### (6) 日本赤十字社鹿児島県支部さつま町分区

災害救護活動、血液事業、国際救援活動等を行うには、日赤社資が重要な財源となっているので、町民の皆様に理解と協力を求め推進します。

また、災害時の災害見舞品配布等も行います。

### (7) 苦情解決に関する第三者委員会の開催

第三者委員を3名おき、福祉サービスについて利用される方からの相談あるいは苦情を解決するための施策を講じます。

### (8) 飲料水自動販売機設置

宮之城ひまわり館、宮之城総合体育館、B&G海洋センター

(9) 車椅子の貸出し

旅行や通院等車椅子の利用が必要な方に対し、短期間の貸出しを行う。

(10) 第19回さつま町民大会の開催

さつま町と共に第19回さつま町民大会を開催し、社会福祉事業功労表彰等を行う。

(11) 北薩地区社会福祉協議会連絡協議会

災害時相互応援協定による、災害ボランティアセンター設置訓練並びに総会等に参加し、情報交換や研修を行います。

(12) 町内学校総合的学習の時間への協力

町内各学校へ講師として職員を派遣し、福祉関係の講話等を行うことで、福祉教育の推進を図ります。

(13) さつま町社会福祉法人連絡会

町内13の社会福祉法人が参加する社会福祉法人連絡会の事務局として、レスキュー事業や「福祉の職場就職面談会」等を実施します。

また、年1回の連絡会を開催し、必要に応じて役員会等を実施いたします。